

新潟市秋葉区農業委員会 4 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 4 月 28 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 40 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (14 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員 4 番 高野 謙一
9 番 鈴木 儀一

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

5 番 阿部 信行
6 番 高橋 昇

第 2 議事

議案第 1 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号	農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について
議案第 3 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 4 号	新津農業振興地域整備計画の変更について
議案第 5 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	笹川 純衛
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度4月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p><挨拶></p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は、4番高野委員、9番鈴木委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長(小倉会長)	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんから異議がありませんので5番・阿部委員、6番・高橋委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案として提案されている案件に入ります。</p>

議長

議案第 1 号、「新潟市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 1 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

新津地区の売買が 2 件、小須戸地区の売買が 1 件であります。

2 ページは利用権設定の新規、新津地区が 1 件、小須戸地区が 1 件であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

3 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は平成 29 年 5 月 17 日となります。

4 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 1 号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 2 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(笹川副主幹)

それではこれより本案件の説明にはいりますが、その前に訂正があります。

議案書 12 ページ番号 3 が「2」となっていますので訂正願います。
それでは、議案書の 5 ページ、議案第 2 号農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について説明いたします。

議案書 5 ページ、番号 1 です。

大鹿地区で、畑 2 筆、約 5 a を住宅及び車庫にするための転用許可申請です。

当該地はすでに一部が住宅として利用されており、始末書付きの申請になっています。申請人は農家であるため調整区域内の農用地以外の農地であれば 1000 m²までは開発行為の許可はいりません。

またこのたびの申請により、違反状態は解消されます。

申請地は、10ha 以上の広がりのある良好な営農条件を備えた農地であることから第 1 種農地に該当し原則許可することはできませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから許可相当と判断できるものです。

申請地は市街化調整区域内の農振農用地区域外農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会には付されています。

番号 2 です。

草水町 1 丁目地区で、畑約 0.26a を自宅敷地に拡張するため、畑を宅地にする転用申請です。

当該地は以前より農地のまま利用されてきましたが、このたび機会があり調査・測量したところ、宅地の一部がはみ出し利用されていることが分かり、法務局へ地目の変更の相談をしたところ再度転用許可が必要ということになりました。

そのため、始末書付の申請になっています。

申請地は市街地に近接する既存の住宅、県道 7 号、JR 磐越西線及び能代川に囲まれた 10ha 未満の広がり農地であることから第 2 種農地に該当し、代替地が無ければ許可できるものです。

また、申請地は市街化調整区域内の農振農用地区域外農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

農地部会には付されています。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会報告をいたします。

調査年月日は、平成 29 年 4 月 25 日です。

付託件数は、農地法第 4 条許可申請の委員会処分決定が 2 件、農地法第 5 条許可申請の委員会処分決定が 5 件、農地法第 3 条許可申請に対する委員会意見決定が 1 件であります。

農地法第 4 条許可申請に関する委員会処分決定について、議案書 5 ページ 1 番は、住宅及び車庫の案件です。

転用者の代理人より事情聴取しました。

まず、転用者の代理人よりこの度の申請に至った理由について説明してもらいました

それによりますと、昭和 50 年頃まで農家として暮らしてきましたが、当時は農地法のことすら知らず、大工さん任せだったことを反省していると言っていました。

次に、農地部会長の私から、現地確認をしており耕作もされており、住宅の隣接地で車庫に良い場所だと言っておきました。

会長からこの地区は、冬場の除雪が非常に悪く生活のため車庫が必要であるとの意見がありました。

最後に私から、許可になりましたら申請どおり転用するよう言っておきました。

転用者の代理人、了解しました。

議案書 5 ページ 2 番、個人住宅の案件で転用者の代理人より事情聴取しました。

まず、転用者の代理人よりこの度の申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、長年借り住まいをしてきたが、農地のままであることに気付かずにきたとのことでした。

この度、分家住宅を建てるため転用をお願いしたいとのことでした。

次に、農地部会長の私から、現地確認をしており、始末書の内容の通りであったことを報告しました。

最後に、許可になりましたら申請どおり転用するよう言っておきました。

転用者の代理人、了解しました。
以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、議案第3号、農地法第5条許可申請に関する意見決定について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

それでは、議案書の6ページ、議案第3号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。

議案書6ページ番号1をお願いします。

覚路津地区で、田1筆、約9aを譲受人が売買により取得し、有料老人ホーム「あいおいの里・三枚潟」の職員駐車場が不足しているため、田を駐車場敷地として転用申請するためものです。

申請地は10ha以上の広がりのある良好な営農条件を備えた農地であることから、第1種農地に該当し原則許可することはできませんが、既存施設の拡張によるもので拡張に係る部分の敷地面積が、既存施設の敷地面積の1/2を超えない拡張であることから許可相当と判断できるものです。

申請地は市街化調整区域内の農振農用地区域外農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会には付されています。

議案書 6 ページ、番号 2 です。

北潟地区で、畑 1 筆、約 4 a を使用貸借の設定により譲受人の個人住宅建築のため、その敷地を畑から宅地に転用申請するためものです。

申請地は、水道管及び下水管が埋設されている道路の沿道区域に位置し、概ね 500m 以内に「さつき野保育園」及び「ほしの医院」があることから第 3 種農地に該当し、許可相当と判断されます。

申請地は、市街化調整区域内の農振農用地区域外農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会には付されています。

議案書、番号 3 です。

北上新田地区で、田、畑含めまして 3 筆、約 3 a を使用貸借の設定により譲受人の農家住宅建築のため、その敷地を宅地に転用申請するためものです。

申請地からおおむね 300m 以内に「JR さつき野駅」があることから、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断されます。

申請地は市街化調整区域内の農振農用地区域外農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会には付されています。

議案書、番号 4 です。

草水町 1 丁目地区で、畑 1 筆、約 3 アールを使用貸借の設定により譲受人の個人住宅敷地とし、畑を宅地にするための転用申請です。

当該地は、以前より農地のまま利用され転用されずに来ました。

このたび機会があり調査・測量したところ、地目が畑であり現況も畑として利用されているため、法務局へ地目の変更の相談をしたところ再度転用許可が必要となりました。

先に説明致しました、議案書 5 ページ 2 番の地番と分筆し転用申請したものです。

申請地は市街地に近接する既存の住宅、県道 7 号、JR 磐越西線及び能代川に囲まれた 10ha 未満の広がりのある農地であることから第 2 種農地に該当し、代替地が無ければ許可できるものです。

申請地は、市街化調整区域内の農振農用地区域外農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会には付されています。

議案書 7 ページ、番号 5 です。

鎌倉地区で、畑 1 筆、約 1 a を売買により取得し、資材置場にするた

めの転用申請です。

当該地周辺は譲受人自身の自宅と作業所に囲まれており、高齢な譲渡人にとっては農作業するに不便な環境ですので、農業を続けていくことがむずかしいため転用し譲受人の資材置場として利用するための転用申請です。

申請地は 10ha 以上の広がりのある良好な営農条件を備えた農地であることから、第 1 種農地に該当し、原則許可することはできませんが、既存施設の拡張によるもので、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の 1/2 を超えない拡張であることから許可相当と判断できるものです。

申請地は、市街化調整区域内の農振農用地区域外農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会には付されています。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(笠原委員 退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地法第 5 条許可申請に関する委員会処分決定について、議案書 6 ページ 1 番、駐車場用地の案件で転用者の代理人より事情聴取しました。

まず、転用者の代理人よりこの度の申請に至った理由について説明してもらいました

それによりますと、昨年建設した、有料老人ホーム「あいおいの里」に勤務する職員の駐車場が手狭になったため、駐車場用地拡大の為、申請をしたいと言っていました。

次に、農地部会長の私から現地確認をしており、当初の計画ではどうでしたかと尋ねたところ、デイサービスの職員が増えたため、駐車場のスペースが無くなったということでした。

柏木委員から、その場所で耕作している方が角地で作業が難儀して

いたが、施設が建設されることで良かったとの意見がありました。

松田委員から、車両はどこから入るとい質問に対しては、裏の市道から入るといことでした。

最後に私から、許可になりましたら申請どおり転用するよういっておきました。

転用者の代理人、了解しました。

次に、議案書 6 ページ 2 番の住宅敷地の案件です。

転用者の代理人より事情聴取しました。

まず、転用者の代理人よりこの度の申請に至った理由について説明してもらいました

それによりますと、長年畑を作っていました、どなたかに作ってもらいたいと話を進めてところ、それを聞いた娘たちが知らない人が作るならば私が作るということになり、その後、話が住宅を作ることになったとっていました。

次に、農地部会長の私から、現地確認をしており、境界杭はきちんとなっているかどうか尋ねたところ、きちんと打ってあるとのことでした。

最後に私から、許可になりましたら申請どおり転用するよういっておきました。

転用者の代理人、了解しました。

次に、議案書 6 ページ 3 番、住宅敷地の案件です。

転用者より事情聴取しました。

まず、転用者よりこの度の申請に至った理由について説明してもらいました

それによりますと、今まで実家の前にある棟で住んでいましたが、今回まとまって暮らそうということになり、新築住宅と廊下でつなぐ形をとることにしたといことでした。

次に、農地部会長の私から、現地確認をしており、いつごろから計画していたか尋ねたところ、3 年～4 年位前から考えていたとのことでした。

最後に私から、許可になりましたら申請どおり転用するよういっておきました。

転用者、了解しました。

議案書 6 ページ 4 番、個人住宅の案件で転用者の代理人より事情聴取しました。

まず、転用者の代理人よりこの度の申請に至った理由について説明し

てもらいました。

それによりますと、長年借り住まいをしてきましたが、子供の成長にともない、実家の近くを探していたがみつからずにいました。

そんな中で、家の隣が農地であるため、分家住宅を建てるための転用をお願いしたいとのことでした。

次に農地部会長の私から、現地確認をしており、深い水路があり個人住宅地としては少し危険なのではと尋ねたところ、フェンスも考えるとのことでした。

また、入口は実家の土地を利用したいと言っていました。

最後に、許可になりましたら申請どおり転用するよう言っておきました。

転用者の代理人、了解しました。

議案書7ページ5番、資材置場敷地の案件で転用者より事情聴取しました。

まず、転用者よりこの度の申請に至った理由について説明してもらいました

それによりますと、農地所有者から買ってもらいたいという話があり、資材置場として転用申請をしたと言っていました。

次に、農地部会長の私から現地確認をしており、隣の場所で良い場所だと言っておきました。

最後に私から、許可になりましたら申請どおり転用するよう言っておきました。

転用者、了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第3号は、原案どおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長 次に、審議の都合により、先に追加議案の
議案第5号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてを議題
とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 続きまして、追加議案書の1ページをお願いします。
(笹川福主幹) 議案第6号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてであり
ます。
追加議案書 1ページ、番号1です。
朝日地区におきまして、譲受人が譲渡人の畑2筆、約1aを売買によ
り取得し、耕作するものです。
申請理由は、譲受人は古民家を買取りここに住むこととしたため、
一緒に周辺にある農地も利用したいための申請です。
譲受人の経営面積は、約408aです。
申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用地区域外の農地です。
なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。
売買ですので、10a当たり約20万円になります。
また農地部会に付されています。
以上この申請については農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要
件の全てを満たしております。
以上です。

議長 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が
開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきま
す。

農地部会長 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

追加議案書 1 ページ 1 番の売買の件です。

譲受人より事情聴取しました。

まず、譲受人よりこの度の申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、朝日地区に古民家を買われ、今後住居を移し、農作物を耕作していきたいと言っていました。

次に、農地部会長の私から現地確認をしており、家のリフォームや色々大変でしょうが耕作も頑張ってもらいたいと言っておきました。

最後に私から、許可になりましたら申請どおり耕作するよう言っておきました。

譲受人、了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 5 号は許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に移ります。

議案第 4 号、新津農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(次長)

議案第 4 号については、産業振興課の玉置主査から説明させていただきます。

事務局
(玉置主査)

それでは議案書の 8 ページの議案第 4 号をご覧いただきたいと思いま
す。

整備変更案についてご説明申し上げます。変更は 2 ヶ所ございます。

1 つは農地利用計画の変更で、農用地区域の除外案件です。申請者は
住所は秋葉区荻島 1 丁目 A さんで、変更場所は秋葉区蕨曾根〇番のう
ち 216 ㎡を分家住宅用地として利用するため農用地区域から除外するも
のであります。

農地の転用を目的とする農用地区域からの除外については、農振法の
13 条の 2 項に定める条件がございまして、これを満たす場合に除外でき
るものでございます。

申請者は、秋葉区蕨曾根集落において農業を営んでいる農業者の長女
であります。両親が高齢化により農業を続けることが困難になっていく
現状から、申請者夫婦が集落に戻り今後農業経営を引き継ぐこととなり
まして、分家住宅を確保する必要があるものでございます。位置として
は花卉栽培の管理や両親からの技術指導を受けながら従事するために、
ハウス施設や本家近くであることが求められています。

申請者夫婦の定住は地域農業の担い手だけでなく、地域の活性化につ
ながるということから、集落内に宅地を探していたのでございます。
また近隣には市街化区域がございませぬし、農振農用地区域以外につい
ても適地が存在しないということをやむを得ないものです。

この必要性または分家住宅の規模の妥当性からも、除外要件を満たす
ことから、今回分家住宅用地確保のために、農用地区域から除外するも
のでございます。

それからもうひとつは、マスタープランの変更でございまして、農振
農用地区域の整備計画では、今後進める農業生産基盤や農用地の湛水防
止など農用地の保全管理、保全のための整備計画をあらかじめここに載
せてございます。今回は県が、平成 29 年から平成 34 年にかけて桑山川
地区で農地の湛水防除事業を予定しております。

この地区は秋葉区内羽下集落の早出川対岸に位置しており、高速道路
の造成などから近年その区域で湛水被害が発生しているということでご
ざいまして、全体の面積が 110ha でございます。

そのほとんどといいますか 108ha が五泉地エリアで、残りの 2 ha に新
潟市分の農地がここにございます。

この事業の実施に当たりましては、新潟市のマスタープランにもこれ
を位置づける必要があることから、今回、この事業を追加し変更する
ということでございます。以上でございます。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第4号は原案のとおり承認されました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農農地法第4条転用届出に関する受理について

農農地法第5条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の9ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

農地法による賃貸借の合意解約が1件、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が12件であります。

以上です。

(笹川副主幹)

つづきまして、議案書の12ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてであります。事務局からの照会で非農地として3件回答いたしました。

13 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてであります。

記載のとおりの内容で3件受理いたしました。

14 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で1件受理いたしました。

15 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で1件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

これで平成29年度4月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 阿 部 信 行

署名委員 高橋 昇

